


法令適用事前確認手続（照会書）

平成30年3月29日

国土交通省 総合政策局 建設業課長 殿

照会者名 株式会社西原環境 COO 奈良 靖 
住所 東京都港区海岸 3-20-20
ヨコソーレインボータワー3階

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

建設業法第3条（建設業の許可）

建設業法24条（請負契約とみなす場合）

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

PFI法に基づき、運営権者としてX社はPFI事業範囲の一部である改築工事を本年開始いたします。改築に関する公共発注者の要求水準書の規定に従い、X社は工事間工程管理および調整、十分な施工管理、ならびに工事中における安衛法等に基づく安全確保措置を講じるために、X社が設立したSPC（特別目的会社）組織内に運営権者（X社）と直接雇用関係にある有資格監督員を配置し、SPCと請負契約を直接締結する建設業者（Y社）等に対して監督業務を遂行いたします。

この場合、当該PFI事業範囲の一部である改築工事は、X社（運営権者）においては、従来通り、公共発注者からの「発注業務の委託」の範疇でありSPCには建設業法の規定が適用されず、そのためY社が建設業許可を取得し元請責任を果たさなければならぬのかどうかについて照会させていただきたく存じます。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(1) 見解

当該PFI事業範囲の一部である改築工事が、公共発注者から「発注業務の委託」という形でSPCに発注されていたとしても、SPCに元請と同等の実体を持たせて瑕疵担保責任を負わせた場合は、SPCはパススルー可能な導管体（単なる器）であるとはみなされないと考えます。その結果、SPCは元請としてY社と下請負契約を締結する必要があり、Y社は、建設業法でいうところの1次下請としての責務を果たすことになります。

(2) 根拠

内閣府「PFI制度関係資料6（9頁）」によると、「業の許可について、SPCは業務を実施せずに、業務の全部を委託する場合でも、SPCに業の許可が必要とされ、専任の

有資格者の配置等を求められる場合がある。」とされています。それでは、どのような場合に、SPC が建設業の許可を取得しなければならないのが論点となります。

PFI においては、民間資金等活用事業推進委員会作成の「契約ガイドライン」等に記載されていますように、選定事業のみを行うことを目的として、公共から提示される条件等の形で SPC の設立が要求されています。しかし、SPC が組織として備えるべき具体的性質について特段の制約がないというのが、現状であります。

SPC の活用、成熟度においては、不動産業界が先駆者であり、「不動産特定共同事業」にみられるように、設立された SPC が不動産業法の規制を受けないための要件として、①SPC の導管性（単なるパススルー可能な器）かつ ②対象業務を不動産業法に則った許認可業者に委託する 等々が明記されています。

昨年発注されました横浜市文化体育館再整備 PFI 事業では、設立されるべき SPC は資金調達のための導管体（単なる器）で実体のないものとされています。また、公共発注者への SPC の工事瑕疵担保責任は、SPC と請負契約を直接締結した建設企業にすべてフローダウンしなければならない条項が、公共発注者と SPC の間で交わされた実施契約書に明記されています。これにより、SPC は、建設業法の規制を受けないこととなります。

一方、X 社が設立した SPC は、資金調達のための導管体（パススルー可能な器）というよりも、元請と同等の工事管理遂行能力を持つ実体を帯びた組織となっています。また、公共発注者と締結した実施契約書の規定により、SPC は公共発注者に対して瑕疵担保責任を全面的に負い、上述の横浜市文化体育館再整備 PFI 事業にみられるような建設業者へのフローダウン条項はありません。このようなケースが、上述の内閣府「PFI 制度関係資料 6（9 頁）」に記載されている、「業務の全部を委託する場合でも、SPC に業の許可が必要」とされる場合の一例であると考えます。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

希望しない。

5. 連絡先

〒108-0022

東京都港区海岸 3-20-20 ヨコソーレインボータワー3階

株式会社 西原環境 COO 奈良 靖

電話：070-5661-0053

e-mail: narayhom@msn.com

ご回答の速報を上記 e メールアドレス宛の電子メールで、書面による正式回答を郵便でお送り下さいますようお願い申し上げます。

以上